

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	中津川市

中津川市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 中津川市役所農林部有害鳥獣対策室
所在地 岐阜県中津川市かやの木町2番1号
電話番号 (0573) 66-1111
FAX番号 (0573) 66-1835
メールアドレス chouju@city.nakatsugawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ・ツキノワグマ・カラス ・アライグマ・ヌートリア・カワウ・アオサギ・シラサギ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	中津川市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

①農業

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	稲	0.09 ha 105千円
	豆類	0.01 ha 2千円
	野菜	0.01 ha 3千円
	いも類	0.01 ha 7千円
	計	0.12 ha 117千円
ニホンザル	麦類	0.10 ha 13千円
	果樹	0.08 ha 52千円
	野菜	0.01 ha 197千円
	計	0.19 ha 262千円
ニホンジカ	稲	0.39 ha 460千円
	麦類	0.03 ha 13千円
	野菜	0.01 ha 4千円
	いも類	0.01 ha 5千円
	計	0.44 ha 482千円
ツキノワグマ	計	0 ha 0千円
カラス	稲	0.002 ha 2千円
	野菜	0.01 ha 10千円
	計	0.01 ha 12千円
アライグマ	麦類	0.03 ha 13千円
	野菜	0.01 ha 50千円
	計	0.04 ha 63千円
ヌートリア	計	0 ha 0千円
合計		0.80 ha 936千円

②水産業

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カワウ・アオサギ・シラサギ	魚類	— 31,680千円
	計	— 31,680千円
合計		— 31,680千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<ul style="list-style-type: none"> ・ 中津川市は中山間地域で鳥獣が生息しやすい山林に囲まれた地域であり、鳥獣による水稻を中心とした農業被害が市域全体で発生している。 ・ 侵入防止柵を整備した地域においては被害量が減少しているが、従来は被害のなかった柵の未整備地域での被害が発生している。 ・ 大型囲いわなの導入によって捕獲圧を高めた結果、ニホンザルによる被害は減少した。 ・ ツキノワグマによる住宅付近での栗の食害が発生しており、人的被害の発生も含め対策が必要となっている。 ・ カワウやアオサギ、シラサギによる被害は、木曾川・付知川などで魚類全般に発生しており、特に鮎やあまごの稚魚の捕食が深刻な状況にある。
--

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
イノシシ	0.12ha	117千円	0.11ha	111千円
ニホンザル	0.19ha	262千円	0.18ha	249千円
ニホンジカ	0.44ha	482千円	0.42ha	458千円
ツキノワグマ	0ha	0千円	0ha	0千円
カラス	0.02ha	12千円	0.02ha	11千円
アライグマ	0.04ha	63千円	0.04ha	60千円
ヌートリア	0ha	0千円	0ha	0千円
カワウ アオサギ シラサギ	—	31,680千円	—	30,096千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・中津川市鳥獣被害対策実施隊による捕獲を行っている。 ・個体数調整捕獲事業の実施によりニホンジカへの捕獲圧を高めている。 ・アオサギ、シラサギのコロニーを特定して駆除を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会員の高齢化(平均年齢65.1歳、60歳以上が74%)が進んでおり、担い手確保と育成が急務になっている。 ・コロニーの特定が困難である。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市の補助事業にて、侵入防止柵等を設置することにより農作物等への被害防止対策を行っている。 ・国庫補助により、集落全体を大きく囲う形での侵入防止柵整備を行っている。 ・カワウやアオサギ、シラサギに対し、恵那漁業協同組合が防鳥糸・ロケット花火の対策を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助事業費の不足があると大規模な柵の整備が進まなくなる。 ・カワウ、アオサギ、シラサギの防鳥糸等での対策は一時的なもので、効果が限定的である。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯の設置、放任果樹の除去を実施。 ・農業系の高校で鳥獣被害防止対策の出前講座を実施している。 ・広報誌で対策について紹介、被害防止に関する知識の普及等につとめている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯の設置、放任果樹の除去について、中山間地の高齢化により作業が困難になってきている。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

1. 捕獲体制の維持

- ・市補助事業により、第一種銃猟免許取得希望者に対する費用支援と、ベテラン猟師による育成指導を行って捕獲体制を維持する。
- ・鳥獣被害対策実施隊員のわな等の見回り等を補助する捕獲サポート隊員を育成し、活動に必要な経費に対する費用支援を行います。

2. 防除の推進

- ・鳥獣による被害は農林漁業だけでなく人的被害も懸念されることから、非農家も含めた地域全体の問題として捉え、集落全体を大きく囲う形の侵入防止柵整備を推奨し、地域が一体となって対策を進められる体制づくりを推進する。
- ・自動撮影カメラを使用することにより、鳥獣の種類を特定し、その鳥獣に適した柵の設置など防除を実施する。
- ・収穫残渣の処分や藪の刈払いなど、鳥獣が出没しにくい環境づくりを啓発する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、カラス、カワウ、アオサギ、シラサギ

- ・農業者等からの有害鳥獣捕獲の要望を受け、鳥獣被害対策実施隊が駆除を行う。

○アライグマ、ヌートリア(特定外来生物)

- ・特定外来生物は個人捕獲が可能のため、必要に応じて鳥獣被害対策実施隊の協力を得ながら自衛捕獲を実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ ツキノワグマ カラス アライグマ ヌートリア カワウ アオサギ シラサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣の捕獲に対し報酬を支払い捕獲の推進を図る。 ・箱わな等の捕獲機材の導入を進める。 ・ニホンザル用大型囲いわなの導入を進める。 ・わな猟免許の取得を促進する。 ・コロニーを特定して効率的な駆除を実施する。 ・市補助事業により新規鳥獣被害対策実施隊員の活動費支援や育成を行い、隊員を確保する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
被害の大半はイノシシによるものであるが、年々ニホンジカの生息域が拡大しており、積極的に捕獲を進める必要がある。			
捕獲計画については、過去3年間（令和2年度～令和4年度）の捕獲実績等を踏まえ設定する。			
また、ニホンザルやカラスは効率的に捕獲できるよう大型のわなを活用して捕獲者の負担軽減を図っていく。			
○捕獲実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	224頭	181頭	292頭
ニホンザル	164頭	27頭	63頭
ニホンジカ	250頭	300頭	279頭
ツキノワグマ	18頭	8頭	3頭
カラス	119羽	39羽	43羽
アライグマ	23頭	21頭	58頭
ヌートリア	0頭	0頭	0頭
カワウ	192羽	130羽	229羽
アオサギ・シラサギ	55羽	48羽	48羽

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	350頭	350頭	350頭
ニホンザル	100頭	100頭	100頭
ニホンジカ	350頭	350頭	350頭
ツキノワグマ	— ※計画捕獲の実施予定なし		
カラス	100羽	100羽	100羽
アライグマ	50匹	50匹	50匹
ヌートリア	5匹	5匹	5匹
カワウ	100羽	100羽	100羽
アオサギ・シラサギ	100羽	100羽	100羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

- ・農用地付近でのイノシシ、ニホンザル、ニホンジカ及びカラスの駆除を鳥獣被害対策実施隊により積極的に進めていく。
- ・特に生息域を拡大しているニホンジカの積極的な捕獲を進める。
- ・複数個体を一度に捕獲できる大型わなの導入について検討していく。
- ・カワウやアオサギ、シラサギについては、河川や養魚場への飛来個体の駆除とコロニーでの駆除を並行して実施していく。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	電気柵 6,500m	電気柵 6,500m	電気柵 6,500m
	ワイヤーメッシュ 30,000m	ワイヤーメッシュ 30,000m	ワイヤーメッシュ 30,000m
イノシシ ニホンザル ニホンジカ ツキノワグマ	複合柵 ネット・メッシュ電柵併用 3,000m	複合柵 ネット・メッシュ電柵併用 3,000m	複合柵 ネット・メッシュ電柵併用 3,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ ツキノワグマ カラス カワウ アオサギ シラサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵の点検をし、壊れている箇所は補修を行う。 ・カワウやアオサギ、シラサギに対し、恵那漁業協同組合が防鳥糸・ロケット花火の対策を実施する。 ・カワウやアオサギ、シラサギのコロニーを特定するための情報収集を行う。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ ツキノワグマ カラス カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において意見交換会や研修会を開催し、人的被害も含めた鳥獣被害防止に向け、地域住民が主体的に侵入防止柵整備や追い払い活動を行える体制づくりを目指す。 ・国や県の実施する研修会等に参加し情報収集に努める。

	アオサギ シラサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業系の高校などで鳥獣被害防止対策の出前講座を実施する。 ・ 広報誌で対策について紹介、被害防止に関する知識の普及等につとめる。 ・ 緩衝帯の設置、放任果樹の除去を実施。
--	--------------	---

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

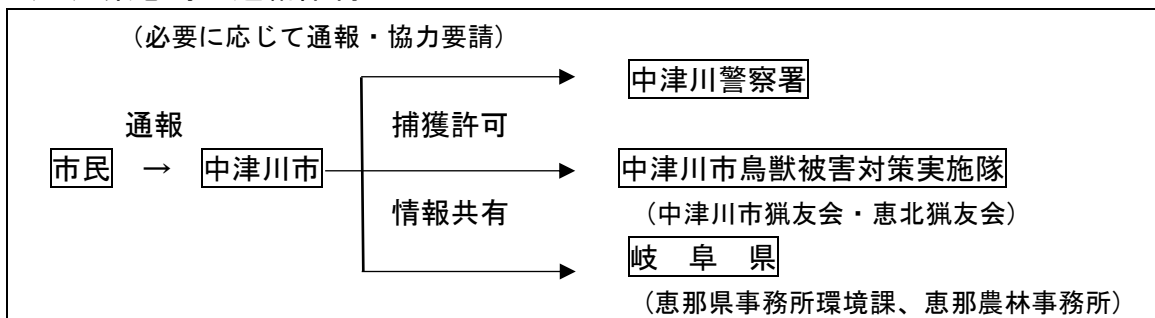
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
中津川市猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣捕獲の実施 ・ 被害防止のためのパトロール及び追払いの実施
恵北猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣捕獲の実施。 ・ 被害防止のためのパトロール及び追払いの実施
中津川警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲協議 ・ 市民への広報及び市民の安全確保
恵那県事務所 環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲協議 ・ 有害鳥獣の捕獲に関する助言
恵那農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害防止対策に係る助言 ・ 野生イノシシの豚熱まん延防止対策
中津川市 有害鳥獣対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民への広報及び市民の安全確保、有害鳥獣捕獲許可 ・ 県、市等関係機関との連絡調整

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ 捕獲現場等にて埋設。
- ・ 市環境センターにて焼却。
- ・ 食用にできる個体については解体。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・ イノシシ肉、シカ肉のジビエ利用。 ・ 獣肉販売先は主に市内の飲食店であるが、将来的には県外にも広げていく。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

- ・ 販路拡大、PR の実施。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	中津川市鳥獣害防止総合対策協議会
構成機関の名称	役割
中津川市猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施
恵北猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施
中津川市農業委員会	各地域の被害状況等の把握、意見の集約
中津川市 農事改良組合連合会	被害状況等の把握と情報提供
東美濃農業協同組合 中津川アグリセンター	被害状況等の把握と営農指導、情報提供
東美濃農業協同組合 恵那北アグリセンター	被害状況等の把握と営農指導、情報提供
岐阜県農業共済組合	農業被害状況等の把握と被害防止活動
東濃森林管理署	林業被害状況等の把握と被害防止活動
恵那漁業協同組合	水産被害状況等の把握と被害防止活動
岐阜県	野生イノシシのCSFまん延防止対策
中津川市有害鳥獣対策室	協議会の事務運営、関係機関との調整連絡

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
中津川市森林組合	有害鳥獣関連情報の提供と緩衝地帯整備に対する助言
付知町森林組合	有害鳥獣関連情報の提供と緩衝地帯整備に対する助言
加子母森林組合	有害鳥獣関連情報の提供と緩衝地帯整備に対する助言
岐阜県恵那農林事務所	農作物被害に対する防除体制の構築、有害鳥獣の分布等の把握に対する助言
恵那県事務所（環境課）	有害鳥獣の捕獲に関する助言

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成23年4月1日に中津川市鳥獣被害対策実施隊を設置。令和5年度の隊員は中津川市猟友会及び恵北猟友会の会員から159名を任命。

中津川市鳥獣被害対策実施隊を編成(13分隊)し、市長が指示する対象鳥獣の捕獲にあたる。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。